

総務委員会

平成29年9月14日（木）

午前9時00分～午前10時07分

議会第1会議室

【出席委員】山田誠一郎委員長、実松尊信副委員長、野中康弘委員、宮崎 健委員、  
久米勝博委員、池田正弘委員、重田音彦委員、武藤恭博委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・総務部 畑瀬総務部長
- ・企画調整部 古賀企画調整部長、池田政策審議監兼明治維新150年事業推進室長
- ・市民生活部 眞崎市民生活部長  
ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について（議案審査）

○山田委員長

おはようございます。これより総務委員会を開会いたします。

重田委員と池田委員が若干おくれるという連絡が入っておりますので、報告しておきます。

初めに、本委員会の審査日程をお諮りします。お手元に配付している審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議がないようですので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出ください。

それでは、審査日程に基づき、付託議案の審査に入りますので、総務部に関する議案の審査に関係のない職員の方は御退室をいただいて結構でございます。

◎執行部退室

○山田委員長

それでは、総務部に関する議案の審査に入ります。

第63号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第63号議案 平成29年度佐賀市一般会計補正予算（第2号） 総務部関係 説明

○山田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。質疑のある方は

挙手をお願いいたします。

○重田委員

総務部1の資料で給料が1,100万円ほどふえているということで、任用数が5名ふえたという説明だったんですけど、任用のルールというか、そういう部分、5名ふえた、大体予定としてこれぐらいと、5名ふえた理由とか、そういう部分についてお伺いします。

○大松人事課長

当初予算算定時は年度末の職員数を前提として計算しております。この際、職員の欠員とか、そういった部分は抜いて計算をしておりますので、欠員補充をした分等を任用したということでございます。

○重田委員

そしたら、欠員補充が5名ということで、大体そのルールというか、そういう部分はあ  
るんですか。

○大松人事課長

申しわけございません。欠員補充につきましては、やはり途中で欠員となった分でございますので、その分については基本的には職員を補充したいというふうに考えております。

○重田委員

そういうことであるなら、基本的にこの1,100万円をプラスした額を当初予算として上げるべきじゃなかったんですか。

○大松人事課長

基本的には欠員を補充するということになっておりますが、職員数の増減を見ながら、最終的に判断をしておりますので、最終的な状態では、欠員を補充するかどうかは不確定ということで予算は計上しないというルールでやっております。

○野中康弘委員

増減が出るというのは当然理解をするところですけど、マイナス要因となった病休者とか育休の人数をちょっとお答えいただきたいと思います。

○大松人事課長

育児休業が24名、それから退職者が15名でございます。

○野中康弘委員

例年と比べた増減数といいますか、そういうのを大体で結構ですけど。

○大松人事課長

昨年度は育休が確かにふえております。これは女性職員の増加等に伴いまして育休等がふえた、若い女性職員がふえているということで、だんだん増加傾向にあります。

あと病気休暇につきましては、平年ベースなのかなというふうに考えております。

○野中康弘委員

これはちょっと余り関係がないかもしれませんが、4月以降に退職といいますか、

自己都合を含めて退職とかはありませんでしか。この予算とはちょっと関係がないかもしれませんが。

○大松人事課長

今年度に入ってから退職というのはないというふうに思います。

○山田委員長

ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほか質疑もないようですので、以上で総務部に関する議案審査を終了いたします。

総務部の職員の皆様は御退室いただいて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○山田委員長

それでは、企画調整部に関する議案の審査に入ります。

第63号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第63号議案 平成29年度佐賀市一般会計補正予算(第2号) 企画調整部関係 説明

○山田委員長

ただいまの説明について、委員の皆さんから質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○重田委員

明治維新150年事業で補正が1,600万円、債務負担が1,700万円と、これは一緒にできなかったんですか。全部債務負担行為にするとか、なぜこんなふうに分けたんですか。

○池田政策審議監兼明治維新150年事業推進室長

要は、今年度中に終わる、平成29年度中にきちっと終わるものと、それから2年間にわたって行う事業ということで、皆さんにわかりやすく御説明をしたところでございまして、事業内容については先ほど申しましたとおり全部一緒に御説明をしましたが、予算の計上としては分けてさせていただきました。

○重田委員

例えば繰り越しとか、いろんなやり方があるんじゃないかなと。基本的に、県支出が1,000万円、あとは市費ということになるんでしょう。何か分けなくて一緒にやったほうがやりやすい。別に2年間通してやらないといけないとか、債務負担行為を使う必要があったのかなと思って。

○池田政策審議監兼明治維新150年事業推進室長

明らかに2カ年にわたってやる、時期的に3月までに終わらなくて繰り越しということではなく、そもそも期間として来年度まで継続してやらないといけない事業というものがこの中に結構含まれておりましたので、それは債務負担として最初から計上させていただくということでやりました。

○重田委員

やり方としては、ほかに継続費があるんでしょうが、そういう部分で、このやり方が一番ベストなんですか。まあ、ベストとしか言えないとは思いますが。

○池田政策審議監兼明治維新150年事業推進室長

そういうことで、今回そういうふうに計上させていただいております。

○古賀企画調整部長

これは予算措置の考え方になると思うんですけども、通常、自治体の予算というのは単年度主義になっております。単年度で事業を終わらせて予算も執行すると。今年度に執行してしまうものについては予算を計上しなさいと。ただ、年度をまたがるやつが、委員おっしゃったように継続費とか債務負担行為とかございます。継続費は建設事業とかで、市民や議会の皆さんになるべく具体的にお示しできるものとして継続費というのを使って予算措置をするというもので、あと債務負担行為というのは、将来にわたって、これだけの債務を負いますよというものです。詳細にできるものは、佐賀市としてはなるべく継続費で持っていこうという考えで、一般的に多いのが建設事業になっています。

あと、債務負担行為は委託料とか、どちらかというソフトに近いようなものとか、あと損失補償とか、そういった形のを債務負担行為で計上するように心がけているところですよ。

○山田委員長

ほかにございませんか。

○池田委員

現在のところ、総事業費を4,800万円と出ておりますけども、最終的にはどれくらい見込んでいらっしゃるのか。

それと、県のほうも相当の予算はつけていらっしゃいますけども、その辺の県からの補助とか、そういったものがどれくらい見込められるのか、現時点でわかりにくいかもわかりませんが、その辺はどうですか。

○池田政策審議監兼明治維新150年事業推進室長

来年度当初の事業につきましては、まだきちっと整理をしておりませんので、総額がどれだけの事業になるかというのはちょっと今のところわかっておりません。

それから、現在、各市町村に県のほうを示しておりますのは、1,000万円を限度として交付するというふうな話で進めておられますので、今回計上しております1,000万円が県のほうから来る限度額だというふうに今のところは考えております。

○宮崎委員

小さいというか、細かいことですけど、その他イベントで花モザイクアートということで、今週末に花物語で花の植えかえがあるんですけども、また11月ぐらいに花の植えかえをしないといけないんですかね。そこら辺の関係がどうなっているのかなど。

○池田政策審議監兼明治維新150年事業推進室長

これは緑化推進課のほうで事業をやっていたらこうというふうに思っているんですけども、植えかえをしないといけないのかと言われるとちょっと困るんですが、もちろん地元の方とのですね——中央大通りをメイン会場としてやりたいというふうに考えておりますので、地元の方の御協力をいただきながらやることになると思いますが、時期の問題とか、どういった御協力をいただくかということにつきましては、地元の方と協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○山田委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、以上で企画調整部に関する議案審査を終了いたします。

企画調整部の職員の皆様は御退室いただいて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○山田委員長

それでは、市民生活部に関する議案の審査に入ります。

まず、第68号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第68号議案 佐賀市犯罪被害者等支援条例 説明

○山田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○池田委員

条文の中で、犯罪被害者等の定義ですけども、犯罪等により害を被った者及びその家族または遺族というふうになっていますけども、家族または遺族の範囲というのが、どこまでなのか、まずお聞きしたいと思います。

○百崎課長

遺族とは見舞金の支給対象と同じで、配偶者、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいいます。家族というのが、犯罪被害により影響を受けた者と考えておりまして、基本的に、ここで家族または遺族としておりますのは、犯罪に遭った方が亡くなった場合は遺族という言い方になります。障がいの場合は遺族と言わずに家族というような形になると思います。

○池田委員

最後のところの規定では、親族等による犯罪の場合は支援の対象にならないということがありましたけども、DVとかそういったものに関しては結構そういう親族というか、夫婦であるとかという場合が多いんですけども、そういった場合は、支援の対象としてはどうなるんですか。

○百崎課長

犯罪被害者等が当該犯罪に大きく加担をしていたとか、そういう場合を除いて、第7条の見舞金支給以外の支援を行うことは原則考えておりません。国の支援金もそうなんですけども、親族間の犯罪でありまして、例えばDVとかで保護命令が出ている場合とか、そういう場合につきましては支援の対象としております。

○池田委員

警察からの情報提供というのが非常に重要になってくると思いますけども、その辺はどこまで市や、あるいは関係団体のほうに警察からの情報が寄せられるのか、その辺は決まっているんですか。

○百崎課長

例えば見舞金を支給する場合、警察に照会を行いますけれども、その照会を行う内容につきましては、見舞金支給の申請者の被害申告内容と被害届けの相違、違いがあるかどうかということと、あと犯罪被害者等が本人の犯罪を誘発した場合など、市が見舞金を給付しない場合に該当するかしないかと。該当する場合はどういうことで該当するということの回答をいただくことにしております。

○池田委員

あと支援の内容ですけども、市民生活部4の資料をいただいたんですけど、内容がちょっと漠然としているというか、具体的ではないんですね。その辺ほかの——私たちが視察に行ったところを見ると、パンフレットにはいろんな具体的な支援内容が記載されているんですよ。日常生活の支援でも、ヘルパーの派遣とか、家事、調理、洗濯、掃除とか、そういった支援ができるとかですね。また、貸し付けについても、小口貸付金の貸し付けとか、いろんな具体的なことが書かれているんです。現在、佐賀市としてこの条例を制定するに当たって、その辺の支援というのはきちっと具体的に決まっているんですか。

○百崎課長

条例制定、条例をつくる中で、佐賀県警や佐賀ボイスなど実際に今現在支援を行っているところとの意見交換を重ねてまいりました。その中で、市町、行政による統一した見舞金の支給と、それと市民への周知啓発の必要性などについて指摘を受けております。まず、必要なニーズから今回の形での条例案としておりまして、今後そのニーズの動きによりましては、支援の充実を図っていく必要があると考えております。

○眞崎部長

今御質問いただいたのは、佐賀市として関係各課が支援する内容がきちんと固まっているかということでございますよね。

そういうことから申しますと、庁内連絡会議というものを今年度設置いたしております。これは庁内の13課から成るんですけども、今議員から御指摘いただいたように、こちらのほうに、1番から8番までの項目で、かなり概略的なものになっているところでございま

すけれども、私ども13課と複数回協議を重ねまして、まずは、今課長も言いましたけども、既存のサービスを提供すると。見舞金については新たな施策ということで考えているんですけども、それ以外の分については既存のいろんな福祉サービスですとか、手当て関係、医療サービス、それから貸付金等々で対応すると、対応していくというふうなことを協議して、確認しております。

それで、運用していく中で、この部分をもっと必要ではないだろうかというふうなことも出てくるかもわかりませんので、そのときには他都市の状況等を見ながら、また十分に検討したいというふうに考えております。

○池田委員

ぜひですね、いろんな先進地では具体的なことを出されていますので、そういったことも検討していただきたいと思います。

それと、相談については、とにかく最後まで寄り添うということが大事だと思いますので、例えば付き添い、裁判所であったり、警察であったり、医療機関であったりとか、そういったいろんな付き添いについては、ぜひ具体的に早急に体制を整えていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○山田委員長

これの答弁はよろしいですね。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかにも御質疑もないようですので、第68号議案の審査を終わります。

続きまして、第71号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第71号議案 佐賀市市税条例の一部を改正する条例 説明

○山田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、第71号議案の審査を終わります。

続きまして、第63号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第63号議案 平成29年度佐賀市一般会計補正予算(第2号) 市民生活部関係 説明

○山田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、第63号議案の審査を終わります。

続きまして、第9号報告について、執行部から説明をお願いいたします。

◎第9号報告 専決処分の報告について 説明

○山田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。質疑のある方挙手をお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、以上で市民生活部に関する議案審査を終了いたします。

市民生活部の職員の皆様は御退室いただいて結構でございます。お疲れさまでした。

委員の皆様はそのままお残りください。

◎執行部退室

○山田委員長

それでは、本日の審査に関して、現地視察の御希望はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは次に、9月5日の委員会においてまとめた決議案での意見・提言ですが、19日の委員会において、附帯決議として採決した上で、9月25日の本会議において決議案を委員長名で提出する運びとなっております。

附帯決議の文案については、先日の文案から字句の整理をいたしまして、お手元にお配りしているような形で考えております。また、先日まとめた意見・提言を行う理由・背景については、決議を市長に送付する際に資料として添付することになっております。内容について確認をいただき、何かありましたら発言をお願いしたいと思います。

御一読いただきまして、意見を集約したいと思いますけども、よろしく願いします。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、このような形で19日に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

次の委員会は9月19日火曜日、午前10時からです。

これで本日の総務委員会を終了いたします。